

議案第114号

備前市指定無形文化財等認定候補者等推薦委員会条例の一部を改正する条例の制定について

備前市指定無形文化財等認定候補者等推薦委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年11月29日

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市指定無形文化財等認定候補者等推薦委員会条例の一部を改正する条例

備前市指定無形文化財等認定候補者等推薦委員会条例(平成25年備前市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「5人」を「10人」に改める。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

議案第114号参考資料

備前市指定無形文化財等認定候補者等推薦委員会条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、<u>10人</u>以内の委員で組織する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、<u>5人</u>以内の委員で組織する。</p> <p>2・3 (略)</p>